

令和6年10月24日

介護サービス事業者 各位

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

介護サービス情報の公表について（依頼）

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、介護サービス事業者におかれては、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するため、毎年度、介護サービス情報を県指定情報公表センター（以下「センター」という。）に報告いただき、当該情報を「介護サービス情報公表システム」により公表しているところですが、別添のとおり改正通知が発出されておりますので、お知らせします。

また、令和6年度の報告につきましては、厚生労働省における「介護サービス情報報告システム」の改修により、11月から圏域ごとに報告いただくこととしております。

詳細につきましては、センターより順次ご連絡しますので、内容をご確認いただくとともに、適切にご対応いただきますよう、お願いします。

なお、未報告の事業者に対しては、センターから督促を行っているところですが、毎年度、報告を行わない事業者が散見されます。介護サービス事業者が当該報告をせず、若しくは虚偽の報告等をし、県の報告命令等に従わなかった場合には指定・許可の取消し等を行うことがありますので、申し添えます。

記

1 令和6年度 岐阜県介護サービス情報の公表計画及び報告対象事業者

以下の県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/1690.html>

※ 報告の詳細等については、県指定情報公表センターである（社福）岐阜県社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

[\(https://www.winc.or.jp/service/information_care/\)](https://www.winc.or.jp/service/information_care/)

2 令和6年度からの追加報告事項等

- ・ 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のための取組の状況
- ・ 身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為等の適正化のための取組の状況（令和6年10月9日付け厚生労働省老健局長通知）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/419238.pdf>

- ・ 「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正について（令和6年10月18日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/420105.pdf>